各都道府県知事殿

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部長

補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第17 条第4項の規定に基づき、別添のとおり告示されたので通知する。

## 環境省告示 第五十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十六条第二項及び補助 金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十七条第一項の規定に 基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務(平成十七年三月環境省告示第三十四号)の一部を次のよ うに改正し、平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項 の規定に基づき告示する。

平成十八年二月二十一日 環境大臣 小池百合子

表(項)離島振興事業費の項事務を行う都道府県欄中「和歌山県」を削り、同項の次に次のように加える。			
(項) 廃棄物処理施設整備費	青森県	一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受	
(目) 循環型社会形成推進交付	岩手県	理	
金(都府県に係るものを除	宮城県	二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決	
<. )	秋田県	定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及	
	山形県	び必要に応じて行う現地調査等	
	福島県	三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定	
	茨城県	による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定に	
	栃木県	よる報告の受理	
	群馬県	四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定	
	埼玉県	による承認並びに同項第五号の規定による指示に係	
	千葉県	る通知	
	東京都	五 法第八条の規定による決定の通知	
	神奈川県	六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定	
	新潟県	による事情変更による決定の取消し等に係る通知	
	富山県	七 法第十二条の規定による状況報告の受理	
	石川県	八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行	
	福井県	の命令に係る通知	
	山梨県	九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行	
	長野県	の一時停止の命令に係る通知	
	岐阜県	十 法第十四条の規定による実績報告の受理	
	静岡県	十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等	
	愛知県	十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措	
	三重県	置の命令	
	滋賀県	十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条	
	京都府	の規定による是正のための措置の命令に従って行う	
	大阪府	補助事業等に係る実績報告の受理	
	兵庫県	十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の	
	奈良県	規定による決定の取消しに係る通知	
	和歌山県	十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに	
	鳥取県	係る補助金等の返還の命令に係る通知	
	島根県	十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の	
	岡山県	確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知	
	広島県	十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等	
	山口県		
	徳島県		
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		

(項) 北海道廃棄物処理施設整備 費 (目) 循環型社会形成推進交付 金(北海道に係るものを除 く。)	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 北海道	一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定に
		による新誌の平崩の文字並のに同項第五号の規定による報告の受理 四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五 法第八条の規定による決定の通知 六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十 法第十四条の規定による実績報告の受理 十一 法第十五条の規定による書正のための措置の命令 十三 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十 法第十人条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十 法第十人条第一項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十 法第十人条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
(項) 沖縄開発事業費 (目) 循環型社会形成推進交付 金(沖縄県に係るものを除 く。)	沖縄県	<ul><li>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</li><li>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</li><li>三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定に</li></ul>

	1	) which - sam
		よる報告の受理
		四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定
		による承認並びに同項第五号の規定による指示に係
		る通知
		五 法第八条の規定による決定の通知
		六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定
		による事情変更による決定の取消し等に係る通知
		七 法第十二条の規定による状況報告の受理
		   八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行
		の命令に係る通知
		九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行
		の一時停止の命令に係る通知
		十 法第十四条の規定による実績報告の受理
		十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等
		十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措
		置の命令
		十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条
		の規定による是正のための措置の命令に従って行う
		補助事業等に係る実績報告の受理
		十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の
		規定による決定の取消しに係る通知
		十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに
		係る補助金等の返還の命令に係る通知
		十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の
		確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
		十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等
(項) 離島振興事業費	宮城県	一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受
(目) 循環型社会形成推進交付	山形県	理
金(都県に係るものを除	東京都	二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決
<.)	新潟県	定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	石川県	び必要に応じて行う現地調査等
		三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定
	静岡県	二 伝界七米弟一項弟一方、弟二方及び弟四方の規定   による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定に
	愛知県	
	三重県	よる報告の受理
	兵庫県	四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定
	島根県	による承認並びに同項第五号の規定による指示に係
	岡山県	る通知
	広島県	五 法第八条の規定による決定の通知
	山口県	六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定
	徳島県	による事情変更による決定の取消し等に係る通知
	香川県	七 法第十二条の規定による状況報告の受理
	愛媛県	八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行
	高知県	の命令に係る通知
	福岡県	九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行
	佐賀県	の一時停止の命令に係る通知
	長崎県	十 法第十四条の規定による実績報告の受理
	熊本県	十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等
	大分県	十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措
	ハルボ	一 1477   八木力 安ツが足による足皿ツルパツ州

	宮崎県	置の命令
	鹿児島県	十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条
		の規定による是正のための措置の命令に従って行う
		補助事業等に係る実績報告の受理
		十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の
		規定による決定の取消しに係る通知
		十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに
		係る補助金等の返還の命令に係る通知
		十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の
		確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
	l. a ber	十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等
(項) 地域再生推進費	すべての都	一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受
(目) 汚水処理施設整備交付金	道府県	理
(都道府県に係るものを		二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決
除く。)		定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及
		び必要に応じて行う現地調査等
		三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定
		による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定に
		よる報告の受理
		四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定
		による承認並びに同項第五号の規定による指示に係
		る通知
		五 法第八条の規定による決定の通知
		六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定
		による事情変更による決定の取消し等に係る通知
		七 法第十二条の規定による状況報告の受理
		八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行
		の命令に係る通知
		九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行
		の一時停止の命令に係る通知
		十 法第十四条の規定による実績報告の受理
		十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等
		十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措
		置の命令
		十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条
		の規定による是正のための措置の命令に従って行う
		補助事業等に係る実績報告の受理
		十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の
		規定による決定の取消しに係る通知
		十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに
		係る補助金等の返還の命令に係る通知
		十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の
		確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
		十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等